

令和7年度福岡県訪問介護等サービス体制強化事業費補助金を実施します！

事業の概要

福岡県では、訪問介護等（訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護）サービスについて、人材確保体制の構築や事業所の経営改善に向けた取組を行う事業者を支援するため、経費の一部を補助します。

交付対象

- ◆令和7年4月7日～令和8年1月31日までに実施する以下の事業
- ◆交付要綱第6条に定める補助基準額と同条別表第1に掲げるそれぞれの事業内容ごとに、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

1 人材確保体制構築支援

① 研修体制の構築支援

事業所が行うホームヘルパーや介護職員等の資質向上、定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組に要する経費

①	基準額
	1事業所当たり10万円

② 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援

経験年数の長いホームヘルパーが経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、技能向上に向けた指導を行う取組に要する経費

	基準額	
②	中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 (経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで)	30分未満の同行支援1回につき 3,500円 30分以上の同行支援1回につき 5,000円
	中山間地域等・離島等地域以外に事業所が所在する場合 (経験年数の短いヘルパー1人につき30回まで)	30分未満の同行支援1回につき 2,500円 30分以上の同行支援1回につき 4,000円

2 経営改善支援

③ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援

登録ヘルパー等の常勤化を促進するために要する経費

③	基準額
	登録ヘルパー等1人につき1月当たり10万円(3か月まで)

④ 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援

複数の法人により構成される事業者グループが、地域の状況や事業規模を踏まえた法人間の連携を促進し、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費

	基準額	
④	県交付要綱別表第1対象法人の要件(工)に該当する法人を 含む	1事業者グループあたり200万円
	県交付要綱別表第1対象法人の要件(工)に該当する法人を 含まない	1事業者グループあたり150万円

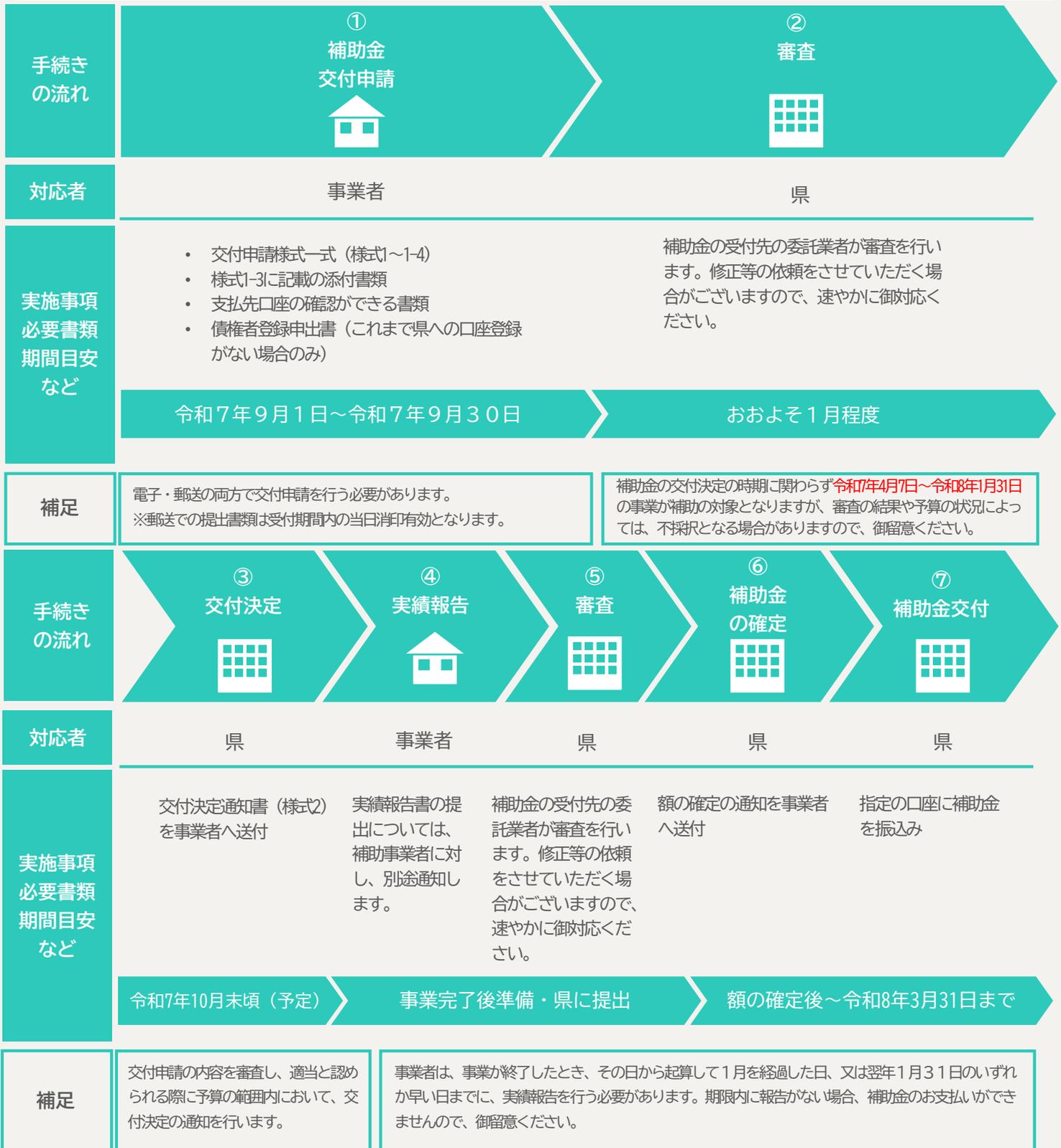
対象事業所

福岡県内に所在する介護保険法に基づく訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所

申請受付期間

◆申請受付期間 令和7年9月1日 ～ 令和7年9月30日

事務手続きのイメージ



問合せ先等

- ◆電子受付の提出先 <https://www14.webcas.net/form/pub/ajis/fuku>
- ◆郵送の提出先 〒815-0032 福岡県福岡市南区塩原3-3-7
福岡県訪問介護等サービス体制強化事業事務局 宛
- ◆お問い合わせ先 <https://forms.gle/ZP6SU7HZ2FyAnGzs5>



【人材確保体制構築支援に関すること】
 担当課：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課 介護人材確保対策室
 直通：092-643-3327
 メール：k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

【経営改善支援に関すること】
 担当課：福岡県保健医療介護部介護保険課 監査指導第二係
 直通：092-643-3319
 メール：k-shidou@pref.fukuoka.lg.jp